

別表1:評価項目及び評価基準

工事名:木屋・大洲発電所遠方監視制御装置更新工事

分類	評価項目	評価基準	配点
企業の技術力 (6.0点)	工事成績評定【注1】 (1.8点)	85点以上	1.8
		81点以上85点未満	1.4
		77点以上81点未満	0.9
		65点以上77点未満	0.5
		65点未満又は工事成績なし	－
	施工実績【注2】 (1.8点)	公共工事の元請として発電工事の施工実績	有 1.8
			無 ー
	品質管理・環境マネジメント システムの取り組み状況 (0.6点)	ISO9001とISO14001の認証の両方を取得済み	0.6
		ISO9001又はISO14001の認証を取得済み	0.3
		認証を未取得	ー
配置予定技術者の 技術力 (4.0点)	同種工事の工事成績評定 【注5】 (1.2点)	85点以上	1.2
		81点以上84点以下	0.9
		77点以上80点以下	0.6
		65点以上76点以下	0.3
		64点以下又は工事成績なし	ー
	施工実績【注6】 (1.2点)	公共工事の元請として発電工事の施工実績	有 1.2
			無 ー
	監理技術者資格者証の保 有期間 (0.4点)	10年以上	0.4
		3年以上10年未満	0.2
		3年未満	ー
経験年数【注7】 (0.4点)		6年以上	0.4
		3年以上6年未満	0.2
		3年未満	ー
		当該工事の施工内容とその留意点の理解度	A評価 0.8
			B評価 0.4
			評価無 ー
加算点合計	(10.0点)		
施工体制の評価 (1.0点)	施工体制評価点【注8】 (1.0点)	低入札価格調査基準比較価格以上で応札	1.0
		低入札価格調査基準比較価格未満で応札	ー
合計	(11.0点)		

【注1】

令和2年度～令和6年度の間に竣工した福岡県発注の電気工事の工事成績評定(共同企業体の構成員としての評定を含む。)平均点の(加重平均)により評価する。ただし、前記において対象工事がない場合は、平成31年度～令和5年度に竣工した国土交通省九州地方整備局が発注した電気工事及び受変電設備工事を対象とする(加重平均とする)。

【注2】

平成22年度以降に公共工事の元請として、公共工事の元請として発電工事を施工した実績1件について(共同企業体による施工については、出資割合20%以上の工事に限る。)その実績で評価する。なお、建築付帯電気設備工事を除く。また、公共工事とは、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注する建設工事とする。

【注3】

主たる営業所とは建設業法に規定する主たる営業所のことをいう。

【注4】

建設業労働災害防止協会の加入は、入札参加申込み期限日と同一年度に発行されたものを評価の対象とする。

【注5】

平成22年度以降に竣工した福岡県発注の電気工事又は国土交通省九州地方整備局が発注した電気工事若しくは受変電設備工事での工事成績評定点を評価する。いずれの場合も現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者として現場に従事した工事に限る。ただし、担当技術者の場合は、従事期間が工期又は監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の専任を要する期間の50%以上の工事に限るものとし、かつ1ランク下位の評価とする。

【注6】

平成22年度以降に公共工事の元請として、発電工事に現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として現場に従事した実績とする(設置、改築に限る。)。なお、建築付帯電気設備工事を除く。

【注7】

平成22年度以降竣工の電気工事に現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した通算年数(従事した日数の合計を365で除したもの)とする。ただし、元請として請負金額は3,000万円以上とする。

【注8】

入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。